

【裁定委員会】2022年12月15日付け決定

●事案1

1 懲罰対象者

U12 クラブコーチ兼都道府県協会専門委員会委員

2 懲罰の内容

- ・本協会の登録資格を、2022年12月15日（懲罰決定の日）から9か月間停止する。
- ・併せて研修の受講の義務を科す。

3 懲罰の起算日

2022年12月15日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

所属選手に対する暴力（左頬を平手で叩く有形力の行使）

## ●事案 2

### 1 懲罰対象者

U12 クラブコーチ

### 2 懲罰の内容

- ・本協会の登録資格を、2022年12月15日（懲罰決定の日）から1年3か月間停止する。
- ・併せて研修の受講の義務を科す。

### 3 懲罰の起算日

2022年12月15日（理事会決定の日）

### 4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

### 5 事案の概要

- ① 所属選手複数名に対する暴力（左頬を平手で叩く、肩を押す、ペットボトルで左頬を叩く行為）
- ② 所属選手複数名に対するハラスメント等の不適切な行為（頭を指さす動作、炎天下で校庭を走らせる行為）

●事案 3

1 懲罰対象者

U12 クラブコーチ

2 懲罰の内容

- ・本協会の登録資格を、2022年12月15日（懲罰決定の日）から6か月間停止する。
- ・併せて研修の受講の義務を科す。

3 懲罰の起算日

2022年12月15日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

所属選手複数名に対する暴言（人格を強く否定し、自尊感情を傷つける発言）

●事案 4

- 1 懲罰対象者  
U12 クラブコーチ
- 2 懲罰の内容  
譴責の処分を科す
- 3 懲罰の起算日  
2022 年 12 月 15 日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程第 3 条第 1 項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要  
所属選手複数名に対する暴言（人格を一方的に否定し、自尊感情を傷つける発言）